

軽井沢町福祉医療費給付制度（自動給付方式）について

軽井沢町では、障がい者、妊産婦、母子家庭の母子等、父子家庭の父子、高齢者、指定難病の患者及び特定疾患等の患者に対し、医療費の一部を支給する福祉医療費給付制度を実施しております。

1. 支給対象者（下記3つの要件を満たしている者）

- ① 軽井沢町に住所を有する者
- ② 健康保険（組合・共済・協会けんぽ・国民健康保険等）に加入している者
- ③ 支給対象者区分表に該当する者

2. 福祉医療費給付の手続き方法（対象となるのは、**保険適用分**となります。）

- ◎長野県内の医療機関や薬局等では、窓口で「保険証」と一緒に「受給者証」を提示し、医療費をお支払いするだけで手続きは完了です。
- ◎長野県外で医療機関や薬局等を受診した場合は、住民課に専用の給付申請書がありますので、医療機関や薬局等の証明を受け提出が必要となります。もしくは氏名、保険点数、支払金額の記載されている領収書の添付でも手続きができます。手続きの際は①領収書、②受給者証を必ずお持ちください。

※受給者証を窓口で提示しなかった場合も長野県外での受診と同じ手続きが必要となります。

3. 給付金額

- ◎1レセプトごとに500円（受給者負担金）を引いた額が福祉医療費として給付されます。
- ※68歳以上75歳未満の高齢者区分に該当となる方につきましては、1レセプトごとに窓口負担額が1割になるように福祉医療費を支給します。
- ※レセプト（診療報酬明細書）は月ごと、医療機関や薬局等ごと、また総合病院においては種別（入院・通院・歯科・調剤（処方箋ごと））で作成されます。

4. その他

- ◎福祉医療費を給付されるまでの期間は高額療養費の確認などの事情がある場合を除き、診療月の翌々月の末日になりますので、預金通帳によりご確認ください。
- ◎以下3点に変更があった場合、変更申請書の提出が必要となります。
 - ①振込口座 ②住所（転出・転居）
 - ③保険証（扶養となる方が変更になる場合も申請していただきます。）
- ◎高額療養費・付加給付金は、福祉医療費から除かれますので、別に手続きが必要になります。
- ◎学校内での怪我等については、学校からの給付金（スポーツ保険）がありますので、福祉医療費給付の対象とはなりません。

受給者負担金（窓口での支払額が3割の場合）

【例・・・高齢者以外】病院での医療費が3,000円の場合

窓口での支払額（3割負担） $3,000円 \times 3割 = 900円$

受給者負担額が500円になるように福祉医療費を支給するので、

$900円 - 500円 = 400円$ （福祉医療費給付額）⇒後日振込支給されます。

※窓口での支払額が500円以下の場合は、給付額はありません。

【例・・・高齢者】病院での医療費が3,000円の場合

窓口での支払額（3割負担） $3,000円 \times 3割 = 900円$

受給者負担額の1割になるように福祉医療費を支給するので

$3,000円 \times 1割 = 300円$ （受給者負担）

$900円 - 300円 = 600円$ （福祉医療費給付額）⇒後日振込支給されます。

軽井沢町役場 住民課 保険年金係

TEL : 0267-45-8540

FAX : 0267-46-3465